

第95号（令和4年3月4日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局青少年相談センター】 3

**【告示】**

- △ 固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】 4
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 5
- △ 同 【経済局消費経済課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 9
- △ 同 10  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 11
- △ 同 12  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 横浜市消防旗の制式の一部改正【消防局総務課】 13

**【公告】**

- △ 事業の承継の届出【環境創造局環境影響評価課】 14
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 15
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 16
- △ 排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】 17
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 18
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 19
- △ 同 【建築局調整区域課】 20
- △ 同 【建築局調整区域課】 21
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 22
- △ 同 【建築局調整区域課】 23
- △ 同 【建築局調整区域課】 24
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 25
- △ 同 【建築局建築指導課】 26
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 27
- △ 同 28  

【建築局市街地建築課】

△ 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	29
△ 新綱島駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	30
<b>[達]</b>	
△ 横浜市保育所処務規程の一部改正【こども青少年局子育て支援課】	31
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	32
△ 地縁による団体の認可【栄区地域振興課】	33
<b>[交通局]</b>	
△ 横浜市高速鉄道 I Cカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	34
△ 横浜市乗合自動車 I Cカード取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	36
<b>[人事委員会]</b>	
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	37
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	40
△ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則【任用課】	46
△ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	47
<b>[監査委員]</b>	
△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	53
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	54
△ 包括外部監査の結果に関する報告の公表【監査管理課】	55
<b>[正誤]</b>	56

---

規 則

---

横浜市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第10号

横浜市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市青少年相談センター条例施行規則（平成19年6月横浜市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

## 告 示

## 横 浜 市 告 示 第 105 号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧  
令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次  
のとおり納税者の縦覧に供する。

令和4年3月4日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

## 2 縦覧期間

令和4年4月1日から令和4年5月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

## 3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

## 4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横浜市告示第 106 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

1 検査対象器種及び検査区域

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量1トン未満の特定計量器のうち、横浜市区役所の有する特定計量器	南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区
2	ひょう量1トン未満の特定計量器のうち、横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校、横浜市立特別支援学校、神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器	南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、戸塚区、泉区及び瀬谷区
3	ひょう量1トン未満の特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第4号の規定に該当する事業所が有する特定計量器及びひょう量1トン以上の特定計量器を有する事業所が有する特定計量器を除く。）のうち、項番1及び2に掲げる事業所以外の事業所が有する特定計量器	泉区

2 検査期間

令和4年4月10日から令和5年3月31日まで

3 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所

横浜市告示第 107 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

1 検査対象器種及び検査区域

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量1トン未満の特定計量器（項番2に掲げるもの、2に掲げるもの及びひょう量1トン以上の特定計量器を有する事業所が有する特定計量器を除く。）	南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区及び瀬谷区
2	ひょう量1トン未満の特定計量器のうち特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第4号の規定に該当する事業所が有する特定計量器	横浜市全域

2 1 から除くもの

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量1トン未満の特定計量器のうち、横浜市区役所の有する特定計量器	南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区及び瀬谷区
2	ひょう量1トン未満の特定計量器のうち、横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校、横浜市立特別支援学校、神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器	南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、戸塚区及び瀬谷区

3 検査期間

令和4年4月10日から令和5年3月31日まで

4 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

5 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南久

横浜市告示第 108 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和4年2月1日	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス鶴見豊岡	鶴見区豊岡町17番19号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社アイシマ	愛の大地	瀬谷区阿久和南二丁目10番地の3	共同生活援助
同	株式会社アイシマ	愛の風	泉区下和泉四丁目20番7号	共同生活援助
同	特定非営利活動法人ともにあゆむ	Big Heart2	泉区上飯田町4, 541番地の1	生活介護

横浜市告示第 109 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和4年1月31日	株式会社さくらんぼ	さくらんぼ	磯子区上町10番地の8	重度訪問介護
令和4年2月1日	公益財団法人柿葉会	公益財団法人柿葉会しんまちヘルパーセッション	神奈川区新町15番地の10	居宅介護、重度訪問介護



横 浜 市 告 示 第 110 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 11 月 1 日	医 療 法 人 社 団 平 郁 会 み ん な の 戸 塚 ク リ ニ ッ ク	(新) 戸 塚 区 吉 田 町 13 3 番 地 の 2	病 院 又 は 診 療 所
		(旧) 戸 塚 区 上 倉 田 町 507 番 地 の 3	
令 和 4 年 1 月 1 日	(新) な な ら 薬 局	戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1 番 15 号	薬 局
	(旧) ま ご こ ろ 薬 局 踊 場 店		
令 和 4 年 1 月 16 日	ひ ま わ り 調 剤 つ る み 薬 局	(新) 鶴 見 区 豊 岡 町 19 番 16 号	同
		(旧) 鶴 見 区 豊 岡 町 21 番 5 号	
令 和 3 年 12 月 1 日	(新) ス ギ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 道 戸 塚	戸 塚 区 舞 岡 町 3,06 7 番 地	訪 問 看 護
	(旧) 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 道		

横 浜 市 告 示 第 111 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 4 年 1 月 30 日	マ ー ガ レ ッ ト 薬 局	(新) 青 葉 区 奈 良 一 丁 目 3 番 地 の 1	薬 局
		(旧) 青 葉 区 奈 良 一 丁 目 3 番 地 の 3	

横 浜 市 告 示 第 112 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月4日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年1月17日	きたい薬局	西区高島二丁目19番12号	薬局
令和3年12月31日	相沢訪問看護ステーション	瀬谷区中央8番地の10	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 113 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月4日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 12月25日	医療法人東横会 たわらクリニック	神奈川県鶴屋町2 丁目10番地の5	病院又は診療所
令和4年 1月31日	わかば薬局モザイク クモール港北店	都筑区中川中央一 丁目31番1号	薬局

横浜市告示第 114 号

横浜市消防旗の制式の一部改正

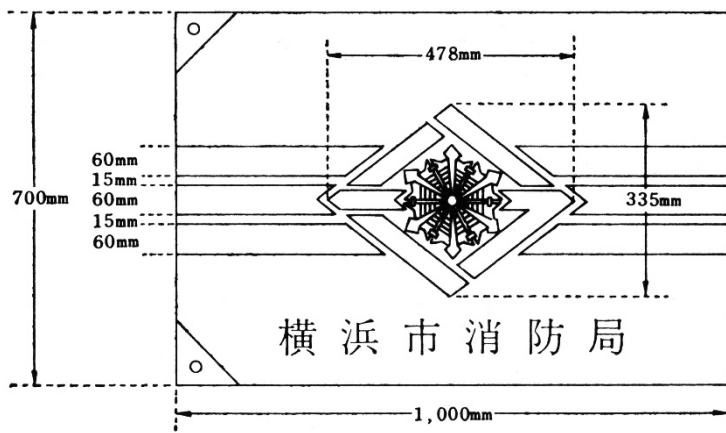
横浜市消防旗の制式（昭和25年7月横浜市告示第59号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

別表中「8.2センチメートル」を「10.5センチメートル」に、「金モール両面刺しゅう」を「金銀モール両面刺しゅう」に、「横浜市消防局と黒書する」を「紺色で、日本語表記「横浜市消防局」と英語表記「YOKOHAMA FIRE BUREAU」を上下に配したものとす

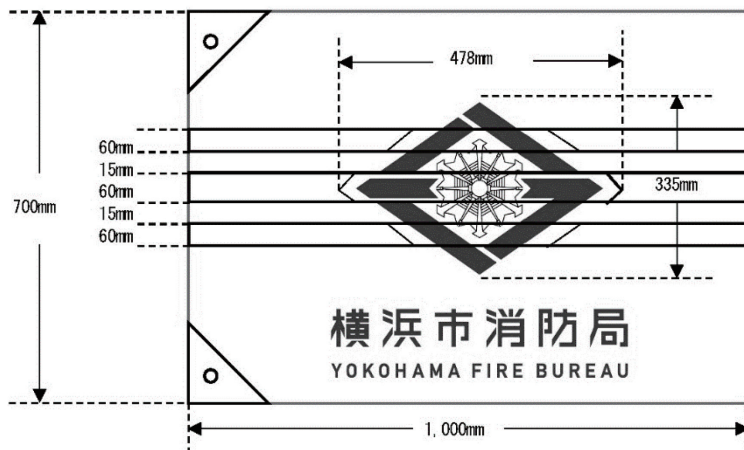
る」に、



を

」

「



に改める。

」

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 125 号

事 業 の 承 継 の 届 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 14  
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 の 承 継 の 届 出  
が あ っ た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長      山      中      竹      春

## 横 浜 市 公 告 第 126 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
磯 子 区 新 磯 子 町 30 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 127 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
泥 亀 一 丁 目 公 園	金 沢 区 泥 亀 一 丁 目 28 番	別 図 の と お り	5,179 m <sup>2</sup>	4,746 m <sup>2</sup>	令 和 4 年 3 月 4 日

別 図 （ 省 略 ）



## 横浜市公告第128号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

令和4年3月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 受付時期及び指定年月日
  - 令和4年4月15日まで受付分（令和4年6月1日指定）
  - 令和4年7月15日まで受付分（令和4年9月1日指定）
  - 令和4年10月14日まで受付分（令和4年12月1日指定）
  - 令和5年1月13日まで受付分（令和5年3月1日指定）
- 2 受付方法  
受付先の窓口へ持参
- 3 受付先  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
  - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
  - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
  - (3) 登記されていないことの証明書（代表者のもの）
  - (4) 身分証明書（代表者のもの）
  - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
  - (6) 専属する排水設備工事責任技術者の神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
  - (7) 専属する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先  
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

横 浜 市 公 告 第 129 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11730	有 限 会 社 一 空 調	松 尾 堅 一	保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 258 番 地 の 42
30611	有 限 会 社 ツ カ サ 設 備	田 中 勝 也	相 模 原 市 中 央 区 陽 光 台 6 丁 目 11 番 24 号
11731	建 昇 株 式 会 社	小 坂 吉 憲	小 田 原 市 千 代 249 番 地 の 16
30612	株 式 会 社 キ ョ ウ シ ン 設 備	伊 藤 恭 平	神 奈 川 区 羽 沢 南 一 丁 目 33 番 8 号

2 指 定 有 効 期 間

令 和 4 年 3 月 1 日 か ら 令 和 8 年 10 月 31 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 130 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 10 月 4 日 第 30 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,171 番 地  
鈴 木 綾 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,218 番 の 1 、 1,218 番 の 11 か ら 1,218 番 の 16  
ま で 、 1,221 番 の 1 、 1,221 番 の 5 の 一 部 、 1,221 番 の 6 、 1,22  
1 番 の 7 、 1,221 番 の 8 の 一 部 及 び 1,222 番 の 7 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 131 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 6 月 24 日 第 2021 開 803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 8 番 地 の 9  
テ イ ケ イ ホ ー ム 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 桐 田 藤 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 川 島 町 1,920 番 の 8 か ら 1,920 番 の 21 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 132 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 7 月 19 日 第 2021 開 1601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,577 番 の 2 、 1,577 番 の 10 、 1,577 番 の 12  
の 一 部 、 1,584 番 の 7 及 び 1,585 番 の 4

## 横 浜 市 公 告 第 133 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 1 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
41.96 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 326 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名  
瀧 川 賢 吉

## 横 浜 市 公 告 第 134 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 7 ・ 11 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
39.66 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 604 番 の 1 及 び 604 番 の 15
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横 浜 市 公 告 第 135 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 11 ・ 10 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
14.07 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 富 士 塚 一 丁 目 2,020 番 の 3 及 び 2,020 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 成 建  
代 表 取 締 役 常 盤 孝 一



## 横 浜 市 公 告 第 136 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 43 ・ 82 号

## 2 廃 止 年 月 日

令 和 4 年 2 月 15 日

## 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.35 m 及 び 4.50 m

## 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

192.90 m

## 5 廃 止 の 場 所

泉 区 和 泉 が 丘 一 丁 目 1,886 番 の 4 地 先 か ら 1,964 番 の 32 地 先 ま  
で 、 1,964 番 の 1 地 先 か ら 1,964 番 の 14 地 先 ま で 、 1,964 番 の 15  
地 先 か ら 1,966 番 の 9 地 先 ま で 及 び 1,964 番 の 18 地 先 か ら 1,964  
番 の 25 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 137 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 40 ・ 112 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
49.40 m
- 5 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 東 野 台 17 番 の 5 地 先 か ら 18 番 の 1 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 138 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

認 定 年 月 日	認 定 番 号	一 団 地	申 請 者
令 和 4 年 2 月 22 日	第 1212 号	神 奈 川 区 六 角 橋 三 丁 目 624 番 の 1 ほか	学 校 法 人 神 奈 川 大 学 理 事 長 兼 子 良 夫

横 浜 市 公 告 第 139 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

認 定 年 月 日	認 定 番 号	一 団 地	申 請 者
令 和 4 年 2 月 22 日	第 1178 号	港 南 区 港 南 四 丁 目 534 番 の 1 の 一 部 港 南 区 港 南 四 丁 目 534 番 の 11	横 浜 刑 務 所 長 白 川 秀 史

横 浜 市 公 告 第 140 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組合の名称  
新綱島駅前地区市街地再開発組合
  - 2 事業施行期間  
平成30年11月15日から令和6年7月31日まで
  - 3 施行地区  
港北区綱島東一丁目813番の1、813番の4から813番の6まで、875番の2、875番の4、972番の2、974番の1、976番、976番の1、977番、978番の1、1,169番の3、1,174番の1、1,174番の4、1,174番の9、1,262番の7、1,262番の11及び1,262番の12
  - 4 事務所の所在地  
港北区綱島西一丁目8番9－402号
  - 5 設立認可の年月日  
平成30年11月15日
  - 6 変更の内容
- | 変更事項   | 変更前                      | 変更後                       |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| 事業施行期間 | 平成30年11月15日から令和6年7月31日まで | 平成30年11月15日から令和6年10月31日まで |
- 7 定款及び事業計画変更の認可年月日  
令和4年3月4日

## 横 浜 市 公 告 第 141 号

新 綱 島 駅 前 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 の  
変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 新 綱 島 駅 前 地 区 市 街 地 再 開 発  
組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条  
第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 縦 覧 場 所

港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 - 501 号

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所

## 2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日  
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す  
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

---

達

---

## 達 第 2 号

庁 中 一 般

横 浜 市 保 育 所 処 務 規 程 ( 昭 和 43 年 9 月 達 第 32 号 ) の 一 部 を 次 の よ  
う に 改 正 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 1 項 第 6 号 中 「 100,000 円 」 を 「 200,000 円 」 に 改 め る  
。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この 達 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

( 適 用 )

2 この 達 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 保 育 所 処 務 規 程 第 3 条 第 1 項 第 6  
号 の 規 定 は、令 和 4 年 1 月 1 日 か ら 適 用 す る 。

---

## 区 告 示

---

旭区告示第1号（令和4年2月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、今川町上今宿自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月22日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	佐 藤 満	杉 山 正 明
及び住所	旭区今川町78番地	旭区今川町74番地



## 栄区告示第7号

## 地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和4年3月4日

横浜市栄区長 富士田 学

## 1 名称

春日町町内会

## 2 規約に定める目的

会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、住みやすく安心して暮らせる春日町町づくりを目指すこと。

## 3 区域

栄区小菅ケ谷一丁目27番から31番まで、小菅ケ谷二丁目25番から29番まで、30番30号から30番40号まで、40番、41番及び42番18号の区域

## 4 主たる事務所の所在地

代表者の自宅に置く

## 5 代表者の氏名及び住所

梶 智 明

栄区小菅ケ谷一丁目31番17号

## 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

無

## 7 代理人の有無

無

## 8 認可年月日

令和4年2月22日

## 交通局

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月4日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

## 交通局規程第2号

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 払いもどし（第26条）」を「第6章 払戻し（第26条）」に改める。

第2条第2項第5号、第24条第3項及び第25条第2項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

「第6章 払いもどし」を「第6章 払戻し」に改める。

第26条を次のように改める。

（払戻し）

第26条 旅客が、P A S M O が不要となり、局が定める申請書を提出したときは、P A S M O 規則の定めにより払戻しを行う。

2 旅客が、I C 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、局が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、施行規程及び連絡運輸規程に定める払戻しを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、I C 定期乗車券が不要となり、局が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、施行規程及び連絡運輸規程に定める払戻し並びに P A S M O 規則に定める記名 P A S M O の払戻しを行う。この場合の払戻し額は、定期乗車券の払戻し額と S F 残額の合算額とする。

4 前項に定める払戻しを行う場合の手数料は、I C 定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払戻し額が手数料額未満のときは、その満たない額を S F 残額から充当する。なお、定期乗車券の払戻し額と S F 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、I C 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要

となった場合は次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当局が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、施行規程等に定める払戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
  - (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により施行規程等に定める払戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は次の各号のとおり取り扱う。
- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当局が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、施行規程等に定める払戻し及びPASMO規則に定める記名PASMOの払戻しを行う。この場合の払戻し額は、企画乗車券の払戻し額とSF残額の合算額とする。
  - (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により施行規程等に定める払戻し及びPASMO規則に定める無記名PASMOの払戻しを行う。この場合の払戻し額は、企画乗車券の払戻し額とSF残額の合算額とする。
- 7 前項に定める払戻しを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払戻し額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、企画乗車券の払戻し額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 8 第1項の規定にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型PASMOを払い戻す場合は、PASMO規則の定めによる手数料は収受しない。
- 第31条第1号ク及び第2号ク中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和4年3月12日から施行する。

横浜市乗合自動車 I C カード取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 3 月 4 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 3 号

横浜市乗合自動車 I C カード取扱規程の一部を改正する  
規程

横浜市乗合自動車 I C カード取扱規程（平成 29 年 3 月交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条 第 5 項中「定期乗車券の払戻し額」の次に「と S F 残額の合算額」を加える。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 12 日から施行する。

## 人事委員会

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第2号（令和4年2月16日揭示済）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条、第4条の2、第5条」を「第4条から第5条まで」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 必要経過年数 職務の級を決定する場合の資格として必要な経過年数をいう。

第2条第6号中「級別資格基準表に定める」を削り、同条第7号中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）」に改める。

第3条中「までのそれぞれ」を削る。

第4条中「別表第1に掲げる職務分類表に定める職務」を「職務分類表（別表第1）のとおり」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者になった者で、当該者から人事交流等により引き続き職員となったものの職務の級は、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として、引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(1) 給料表の適用を受けない横浜市職員

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公務員

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して3年を経過しない者

(5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(6) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第6条第2項を削る。

第7条第2項中「人事委員会が別に定めるところによる」を「任用規則第25条第2項の規定を準用する」に改める。

第8条中「初任給基準表の適用については」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加える。

第9条第1項中「初任格付級」を「その者の有する学歴免許等の資格に対応する初任給基準表の職務の級欄に定める職務の級（以下「初任格付級」という。）」に、「初任給基準表に定める学歴免許等」を「その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格」に改め、「号給は」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加え、「第6条第1項」を「同条」に、「号給。」を「号給」に改める。

第10条中「号給は」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加え、「その者が前条の規定の適用を受ける者であるとした場合に同条の規定を適用して」を「前2条及び第11条の2の例により算定して」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第11条の2 第6条から第9条までの規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験等欄の区分より号給欄の号給が下位である試験等欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

第12条中「次の各号」を「第5条第2項各号」に、「又は第10条」を「、第10条若しくは前条」に改め、同条各号を削る。

第13条中「又は第10条」を「、第10条又は第11条の2」に改める。

第14条中「第6条から第11条まで」を「第6条から第11条の2まで」に改める。

第14条の2中「第5条から第11条まで」を「第5条から第11条の2まで」に改める。

第24条第6項中「第3項又は第4項」を「第4項又は第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、人事交流等の事情により、当該職員について同項に規定する勤務成績の証明の全部又は一部がない場

合には、人事委員会が別に定めるところにより、同項各号に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第31条第2項中「新しい学歴免許等の資格」の次に「（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、当該資格以外の資格）」を加え、「人事委員会が別に定めるところによる」を「任用規則第25条第2項の規定を準用する」に改める。

別表第2(1)(ア)の備考第2項中「対する」を「については、」に、「適用は」を「区分のうち」に、「区分による」を「区分に該当するものとしてこの表を適用する」に改める。

別表第2(1)(イ)中備考第2項を削り、備考第1項を備考とし、同表(2)及び(5)中備考第2項を削り、備考第1項を備考とする。

別表第7(1)中

「

学歴免許等
大学専攻科卒
大学卒
短大卒

」

を

「

職種	学歴免許等
指導主事	大学専攻科卒
	大学卒
	短大卒

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（在職者調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日前から引き続き在職する職員の施行日における給料月額及びこれを受けることとなる期間については、当該職員が施行日においてこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定の適用を受けたとした場合との均衡上必要な限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第3号（令和4年2月16日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第8号ウ中「職務」を「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第16号）の規定に基づく職務」に改める。

第19条第1項第7号中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該試験等欄の区分以外の試験等欄の区分（その他の区分を含む。）によることが、その者に有利である場合にあっては、当該試験等欄の区分以外の試験等欄の区分によることができる。

第25条第2項中「新しい学歴免許等の資格」の次に「（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、当該資格以外の資格）」を加え、同条第3項中「対応する学歴免許等欄の」の次に「最も低い学歴免許等の」を加え、「同表の学歴免許等欄」を「同欄」に改める。

第38条第1号中「第37条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第37条第1項第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同条第3号中「第37条第1項第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同条第4号中「第37条第1項第8号」を「前条第1項第8号」に改める。

別表第2(1)(ア)の備考第6項中「対する」を「については、」に、「適用については」を「区分のうち」に、「区分による」を「区分に該当するものとしてこの表を適用する」に改め、同表備考中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

別表第2(1)(イ)衛生監視員の項の次に次のように加える。

栄養士 学校栄養職 員	a	必要在 級年数					6	2		
		必要経 験年数				備考 4に 定め る	18	20		
	大学卒				備考					



		b	必 要 経 験 年 数	0	6	5 に 定 め る						
	短大卒		必 要 在 級 年 数					6	2			
		a	必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	20	22			
		b	必 要 経 験 年 数	0	8	備 考 5 に 定 め る						
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 臨 床 工 学 技 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	大学卒		必 要 在 級 年 数					6	2			
		a	必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	18	20			
		b	必 要 経 験 年 数	0	6	備 考 5 に 定 め る						
		短大3卒		必 要 在 級 年 数					6	2		
	a		必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	19	21			
	b		必 要 経 験 年 数	0	7	備 考 5 に 定 め る						
歯 科 衛 生 士	大学卒		必 要 在 級 年 数					6	2			
		a	必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	18	20			
						備 考						

	b	必 要 経 験 年 数	0	6	5 に 定 め る				
短大3卒	a	必 要 在 級 年 数					6	2	
		必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	19	21	
	b	必 要 経 験 年 数	0	7	備 考 5 に 定 め る				
短大2卒	a	必 要 在 級 年 数					6	2	
		必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	20	22	
	b	必 要 経 験 年 数	0	8	備 考 5 に 定 め る				
高校卒	a	必 要 在 級 年 数					6	2	
		必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	23	25	
	b	必 要 経 験 年 数	0	10	備 考 5 に 定 め る				

別表第2(1)(イ)中

「

栄 養 士 学 校 栄 養 職 員 診 療 放 射 線 技	大 学	a	必 要 在 級 年 数					6	2	
			必 要 経 験 年 数				備 考 4 に 定 め る	18	20	

師 臨 査 臨 学 理 法 作 法 言 覚 視 練 歯 生 歯 工 は き 師 あ マ ー 一 圧 柔 復 師 等	卒					る					
		b	必要 経年 数	0	6	備 考 に め 定 る					
	短 大 3 卒	a	必要 在 級 年 数					6	2		
			必要 経 年 数				備 考 に め 定 る	19	21		
		b	必要 経年 数	0	7	備 考 に め 定 る					
	短 大 2 卒	a	必要 在 級 年 数					6	2		
			必要 経 年 数				備 考 に め 定 る	20	22		
		b	必要 経年 数	0	8	備 考 に め 定 る					
	高 校 卒	a	必要 在 級 年 数					6	2		
			必要 経 年 数				備 考 に め 定 る	23	25		
		b	必要 経年 数	0	10	備 考 に め 定 る					
	中 学	a	必要 在 級 年 数					6	2		
			必要 経 年 数				備 考 に め 定 る	26	28		

	卒					る				
	b	必要経年数	0	13	備考に定める					

」

を「

視能訓 練士技 歯科工 はり師 はきゅ 師あん マッサージ 指圧師 柔道整 復師等	大学卒	a	必要在級年数					6	2		
			必要経年数				備考に定める	18	20		
		b	必要経年数	0	6	備考に定める					
	短大卒	a	必要在級年数					6	2		
			必要経年数				備考に定める	20	22		
		b	必要経年数	0	8	備考に定める					
	高校卒	a	必要在級年数					6	2		
			必要経年数				備考に定める	23	25		
		b	必要経年数	0	10	備考に定める					

」

に改め、同表の備考第6項を次のように改める。

6 この表を適用する場合における職員の経験年数について、人事委員会が別段の定めをした場合は、当該定めるところによる。

別表第2(1)(イ)の備考中第7項を削り、第8項を第7項とする。

別表第2(2)の備考中第9項を削り、第10項を第9項とする。

別表第2(4)の備考を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正後の職員の任用に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員となった者について適用し、施行日前から引き続き在職する職員については、なお従前の例による。

( 在職者調整 )

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き在職する職員の任用についての選考基準については、当該職員が施行日において、新規則の規定の適用を受けたとした場合との均衡上必要な限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第4号（令和4年2月16日揭示済）

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則施行細則（平成23年3月横浜市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「第10項」を「第9項」に改める。

第8条中「第11項」を「第10項」に、「第8項」を「第7項」に、「第10項」を「第9項」に、「専任職から」を「専任職の職から」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表2中「学歴免許区分」を「基準学歴区分」に改め、同表2短大卒の項中「保育士養成所」を「指定保育士養成施設」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第5号（令和4年2月16日揭示済）

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「適用」を「適用除外等」に改め、同条第1項を次のように改める。

この規則に特別の定めがあるもののほか、任用規則第4条第1項（第1号から第4号までに係る部分に限る。）、第19条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、企業職員には適用しない。第9条の表に次のように加える。

別表第1第1号	行政職員昇任段階表	企業局行政職員、企業局医療技術・看護職員昇任段階表
	掲げる職務	掲げる職務に相当する職務
別表第1第3号	技能職員昇任段階表	企業局技能職員昇任段階表
	掲げる職務	掲げる職務に相当する職務
別表第1第4号	医療職員昇任段階表	企業局医療職員昇任段階表
	掲げる職務	掲げる職務に相当する職務

別表第1(1)の備考第5項中「対する」を「については、」に、「適用については」を「区分のうち」に、「区分による」を「区分に該当するものとしてこの表を適用する」に改め、同表の備考中第8項を削り、第9項を第8項とする。

別表第1(2)の備考中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表第1(4)の備考第7項中「第5項から第8項まで」を「第5項から第7項まで」に改める。

別表第1(5)の備考中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表第1(6)の備考第5項を削る。

別表第1(8)の備考第6項中「第5項から第8項まで」を「第5項から第7項まで」に改める。

別表第1(9)中「医大卒」を「大学6卒」に改め、同表の備考を削る。

別表第1(10)中「

栄養士 診療放射線 技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士 等	大学卒	a	必要在級年数					6	2		
			必要経年数				備考に定める。	18	20		
		b	必要経年数	0	6	備考に定める。					
			必要在級年数					6	2		
		a	必要経年数				備考に定める。	19	21		
			必要経年数	0	7	備考に定める。					
	b	必要経年数	0	8	備考に定める。						
		必要在級年数					6	2			
	a	必要経年数				備考に定める。	20	22			
		必要経年数	0	8	備考に定める。						
	b	必要経年数	0	8	備考に定める。						
		必要在級年数					6	2			
a	必要経年数				備考に定める。	23	25				
	必要経年数										



		b	必要経年数	0	10	備考に め 定 る 。					
--	--	---	-------	---	----	-------------------------	--	--	--	--	--

」

を  
「

栄養士	大学卒		必要在級年数					6	2		
		a	必要経年数				備考に め 定 る 。	18	20		
		b	必要経年数	0	6	備考に め 定 る 。					
	短大卒		必要在級年数					6	2		
		a	必要経年数				備考に め 定 る 。	20	22		
		b	必要経年数	0	8	備考に め 定 る 。					
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒		必要在級年数					6	2		
		a	必要経年数				備考に め 定 る 。	18	20		
		b	必要経年数	0	6	備考に め 定 る 。					
		必要在級年数						6	2		

	短大3卒	a	必要経年数				備考にめ 4定る。	19	21			
		b	必要経年数	0	7		備考にめ 5定る。					
視能訓練士	大学卒		必要在級年数					6	2			
		a	必要経年数				備考にめ 4定る。	18	20			
		b	必要経年数	0	6		備考にめ 5定る。					
	短大3卒		必要在級年数						6	2		
		a	必要経年数				備考にめ 4定る。	19	21			
		b	必要経年数	0	7		備考にめ 5定る。					
歯科衛生士 歯科技工士 等	大学卒		必要在級年数					6	2			
		a	必要経年数				備考にめ 4定る。	18	20			
		b	必要経年数	0	6		備考にめ 5定る。					
			必要在級年数					6	2			

	短大卒	a	必要経 験年数				備考 4に め る。	20	22		
		b	必要経 験年数	0	8	備考 5に め る。					

に改め、同表の備考第6項を次のように改める。

6 この表を適用する場合における職員の経験年数について、人事委員会が別段の定め（※2）をした場合は、当該定めるところによる。

別表第1(10)の備考中第7項を削り、第8項を第7項とする。

別表第1※1中「第9項」を「第8項」に、「水道局医療技術・看護職員任用資格基準表の備考第6項」を「水道局医療技術・看護職員任用資格基準表の備考第5項」に、「交通局医療技術・看護職員任用資格基準表の備考第6項」を「交通局医療技術・看護職員任用資格基準表の備考第5項」に、「第1項」を「第2項」に、「第8項」を「第7項」に改め、同表※2を次のように改める。

※2 免許又は資格を必要とする職員の経験年数の取扱いについて

医療局病院経営本部医療技術・看護職員等のうち、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）附則第3条の規定により受験資格を得て当該免許を取得した臨床工学技士については、施行細則第5条第2号を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の企業職員の任用の特例に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員となった者について適用し、施行日前から引き続き在職する職員については、なお従前の例による。

（在職者調整）

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き在職する職員の任用についての選考基準については、当該職員が施行日において、新規則の規定の適用を受けたとした場合との均衡上必要な限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことが

できる。

---

## 監 査 委 員

---

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 1 号

監 査 委 員 に よ る 監 査 の 結 果 に 基 づ き 横 浜 市 長 等 が 講 じ た  
措 置 の 内 容 の 公 表

監 査 委 員 に よ る 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て 、 横 浜 市  
長 及 び 横 浜 市 教 育 委 員 会 か ら 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和  
22 年 法 律 第 67 号 ) 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 、 別 冊 の と お り 措 置  
の 内 容 を 公 表 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	横 山 正 人
同	中 山 大 輔

## 横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 2 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と  
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を  
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和  
22 年 法 律 第 67 号 ) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係  
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	横	山	正	人
同	中	山	大	輔

## 横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 3 号

## 包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 公 表

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 252 条 の 37 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き 、 包 括 外 部 監 査 人 か ら 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 提 出 が あ っ た の で 、 同 法 第 252 条 の 38 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 こ れ を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 3 月 4 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	横	山	正	人
同	中	山	大	輔

---

正誤

---

令和4年号外第2 2 ページ上から21行目「得て、」は「得て」の誤り。